

法務省において、学校等における人権侵犯事件について教育委員会等に情報提供がされる取扱いとなりますので周知及び人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう取扱いをお願いするものです。

事 務 連 絡
令和6年4月12日

各都道府県教育委員会生徒指導担当課
各指定都市教育委員会生徒指導担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県専修学校主管課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課 御中
附属学校及び専修学校を置く国立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局専門教育課

法務局等からの人権侵犯事件の処理結果の情報提供について（周知）

平素より教育相談に係る対応に御尽力いただき、ありがとうございます。

この度、法務省の人権擁護機関と学校等との連携の一環として、学校（専修学校・各種学校を含む）等における人権侵犯事件のうち人権侵犯の事実があると認められるものについて、関係者として聴取を行った教育委員会等から当該事件の処理結果の情報提供の希望がある場合には、当該情報提供する取扱いとなった旨（別添「参考資料1」参照）、連絡がありましたので周知いたします。

教育委員会等においては、法務局又は地方法務局から情報提供があった場合には、人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう取扱いをお願いいたします。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県の私立学校・専修学校主管課にあっては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人担当課にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の担当課にあっては認可した学校に対して、厚生労働省においては、所管の高等課程を置く専修学校に対して周知いただくようお願いします。

記

参考資料 1 : 教育委員会等に対する処理結果の情報提供について (依命通知)

参考資料 2 : 人権相談・調査救済制度周知用リーフレット (法務省)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話番号 : 03-5253-4111 (内線 3289)